

●香川県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年香川県告示第122号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年3月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 施行者の名称
丸亀市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中讃広域都市計画公園事業 6・5・101 丸亀総合運動公園
- 3 事業施行期間
平成6年9月9日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし